

十九八七	六	五	四	三	二	一	基づき、個人向け財務省告示第百五十六号～第四条第十四項の規定による。	
初期利率	利子	發行日	振替単位	最低額面金	発行額	用等の法律及びその適	名称及び記	
た 金 額 と し を 支 払 う 。式 た だ よ り 、算 支 払 し 払	期 成 〇 ・ 十 〇 次 八 年 十 五 月 セ ン ト 百 五 円 日	平 年 額 成 る の 金 額 二 〇 百 八 年 四 月 に 記 録 は よ る に 最 低 額 面 金 簿	平 年 額 成 る の 記 替 法 の 規 定 によ る 振 替 口 座 簿	す る の 記 替 法 の 規 定 によ る 振 替 口 座 簿	一 万 九 千 五 百 五 百	三 十 九 万 千 四 千 五 百	額 面 金 額 機 関 は 日 本 銀 行 と す る 。そ の 規	個人向け利付國庫債券（固定・ 特別会計に関する法律（平成二十 九年法律第二十三号）（第六十回） （平成十三年法律第七十五号） （平成十九年法律第一項）（第六十 八年五月十三日） （平成十九年四月十五日） （平成十九年五月十三日） （財務大臣 麻生 太郎） （太郎）

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

期が銀行休業日に当たるとときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）

$$\begin{array}{r} \text{額面金額} \\ \times \frac{0.05}{100} \\ \hline 2 \end{array}$$

(一) 次の区分により算出した金額とする。算式により算出した金額とし、その買取金額は、平成二十九年四月十五日から平成二十九年四月十五日までの間に属する。利子を支払う。

毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する。利子を支払う。

平成三十三年四月十五日平成二十八年四月十五日平成二十九年四月十五日平成三十一年四月十五日

額面金額百円につき百円

日本銀行の本店又は支店

中途換金の買取りは、平成二十九年四月十五日以後において行

うことし、その買取金額は、平成二十九年四月十五日以後において行

九年四月十五日以降に付ける。支払う。

日本銀行の本店又は支店

利子を支払う。

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ × 2 - 受入経過利子に相当する金額) の算出結果に田未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一田に満たない場合

には一円とする。ただし、受個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第三十四号）の規定による改正前個人向け国債の発行等に関する省令（平成二十八年財務省令第十四号）第四条第二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100}$$

初期利子支払期の 6 カ月前の日
から発行日までの日数

365

(二) 平成二十九年十月十五日以後の場合

後面金額 + 経過利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

十七 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三条の規定による改定する法律（平成二十五年法律第七十三号））

(二) (一) 金そ買る人月をつ災十救すは指第昭（人が養第正
額まら額れ取こ向十有た害八助る當定二和特が、信一前
示する金額× $\frac{79.685}{100}$ の成金額間二二。算、きのでがはしよ和区区あ二年含そたのと受す法
平成二十八年十月十五日前か
示する金額する金額一受入経過利子に相当する金額一受入経過利子に相当する金額
平成二十八年十月十五日前か
示する金額する金額× $\frac{79.685}{100}$ の成金額間二二。算、きのでがはしよ和区区あ二年含そたのと受す法
該都百二別、死託契に相続規定税
市市五十区又は亡契に相続規定税
昭の年に十二をはしよ和区区あ二年含そたのと受す法
式次る中あ、当、る二域若つ条法みのと受す法
にのも途つ平該當救十にしての律、居き益者を特別二十
より分と金も二人災の年いは、九六地方すはそ含障一條
算にしを、十向害行法て総當第十自治市号法町相
出応、請當九けにわ律、合該一七項号法町相
しじそ求該年国かれ第災区市相。者の
た、のす個四債かる百害と又は扶四

の 驚 合

額 面 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す
る 金 額 - (経 過 利 子 に 相 当 す
る 金 額 - 受 入 経 過 利 子 に 相 当 す
る 金 額)

十八 払 場 所 元 利 金 支

日本銀行